

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

税金の時効

Q : 税金に関しても、時効制度はあるのでしょうか。

A : 税務署が更正や決定をいつまでできるかという期限(除斥期間)が定められています。

【解説】

申告書が提出されると、税務署は、それに間違いがないかどうかを調査し、間違いがあれば、納税者にその旨通知します。この処分を更正といいます。

また、実際には申告しなければならないにもかかわらず、そのまま放置しておく、税務署から不意に納税するよう通知がある場合があります。この処分を決定といいます。

これらの更正や決定といった処分は、いつまでもできるというわけではなく、期限が定められています。この処分のできる期間のことを除斥期間と呼んでいて次のようになっています。

- (1) 税額を増額する更正・申告期限から3年
- (2) 税額を減額する更正・申告期限から5年
- (3) 決定及び決定後に更正する場合・申告期限から5年
- (4) 不正行為により不当に税金を免れた場合
・申告期限から7年

ちなみに、除斥期間とは時効と同じような概念ですが、時効は中断によりその期間が更新されるのに対し、除斥期間には中断がないという点が異なります。

